

議第 2 1 6 号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成 1 2 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第 6 の 3（第 2 条関係） 建築物省エネ法関係		別表第 6 の 3（第 2 条関係） 建築物省エネ法関係	
手数料を徴収する事務	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の額
1・2 略		1・2 略	
3 法第 2 9 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築又は増築、改築、 <u>修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備等の設置若しくは改修</u> （以下この項において「新築等」という。）をしようとする建築物が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の	3 法第 2 9 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築又は増築、改築若しくは修繕等（以下この項において「新築等」という。）をしようとする建築物が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計のア及

<p>場合にあつては、当該建築物の床面積の合計のア及びイに掲げる区分に応じ当該区分に定める額</p>	
(2)・(3) 略	
<p>(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等をしようとする建築物が第1号に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>	<p>ア～コ 略</p>

<p>びイに掲げる区分に応じ当該区分に定める額</p>	
(2)・(3) 略	
<p>(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等をしようとする建築物が第1号に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>	<p>ア～コ 略</p>
<p>(5) 法第29条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、当該計画に係る建築物1棟ごとに第1号</p>	

4 法第3	(1)～(3) 略		
1条第1 項の規定 による建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査	(4) 建築物エネルギー消 費性能向上計画を変更 しようとする建築物が 第1号に掲げる建築物 以外の場合にあって は、当該建築物の住宅 部分の床面積の合計 (既に当該計画の認定 を受けた部分で変更し ない部分に係るものを 含む。)のアからエま でに掲げる区分に応 じ、当該区分に定める 額を、当該建築物の非 住宅部分の床面積の合 計(既に当該計画の認 定を受けた部分で変更 しない部分に係るもの を含む。)のオからコ までに掲げる区分に応 じ当該区分に定める額 を、それぞれ合算した 額	ア～コ 略	

			から第4号までに掲げる区分に応じ当該区分に定 める額を合算した額
4 法第3	(1)～(3) 略		
1条第1 項の規定 による建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査	(4) 建築物エネルギー消 費性能向上計画を変更 しようとする建築物が 第1号に掲げる建築物 以外の場合にあって は、当該建築物の住宅 部分の床面積の合計 (既に当該計画の認定 を受けた部分で変更し ない部分に係るものを 含む。)のアからエま でに掲げる区分に応 じ、当該区分に定める 額を、当該建築物の非 住宅部分の床面積の合 計(既に当該計画の認 定を受けた部分で変更 しない部分に係るもの を含む。)のオからコ までに掲げる区分に応 じ当該区分に定める額 を、それぞれ合算した 額	ア～コ 略	

5～8 略		

備考 略

(5) 法第29条第3項各号に掲げる事項が記載された建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「複数建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を変更しようとする場合又は建築物エネルギー消費性能向上計画を複数建築物エネルギー消費性能向上計画に変更しようとする場合にあつては、ア及びイで定める額を合算した額	ア 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合にあつては、変更の事由が生じる建築物1棟ごとに第1号から第4号までに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を合算した額
	イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに法第29条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする場合にあつては、当該記載に係る建築物1棟ごとに前項第1号から第4号までに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を合算した額
5～8 略	

備考 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。